議第8号

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月3日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提案理由

民間有料駐車場との利用料の均衡を図るとともに、利用者が安心して利用できるよう 料金の上限を設定するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例

下呂市市営駐車場条例(平成16年下呂市条例第137号)の一部を次のように改正する。

改 正 後					改 正 前				
川表(第4条関係)					別表(第4条関係)				
駐車場の	自動車	料金区分	金額		駐車場の	自動車	料金区分	金額	
区分	の種類				区分	の種類			
旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅					旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅				
の項(略)					の項(略)				
下呂温泉	普通自	1時間ま	100円		下呂温泉	普通自	1時間ま	<u>無料</u>	
駐車場	動車	で			駐車場	動車	で		
	及び軽	1時間を	100円			及び軽	1時間を	100円	
	自動車	超え30分				自動車	超え30分		
		ごと					ごと		
		24時間あたり1,500円を限度と					月極め契	10, 280	
							約による	円以内	
		<u>する。</u>					使用_		
阿多野駐	普通自	1時間ま	100円		阿多野駐	普通自	1時間ま	<u>無料</u>	
車場	動車	で			車場	動車	で		
	及び軽	1時間を	100円			及び軽	1時間を	100円	
	自動車	超え30分				自動車	超え30分		
		ごと					ごと		
		24時間あたり							
		1,500円を限度と							
		<u>する。</u>							
金山駅前駐車場の項(略)					金山駅前駐車場の項(略)				
	<u> 一一 </u>	\ PU /			- ¬トー トー1 ぬ/ 「日1 対下	<u>一一加 v / 「只</u>	(

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

民間有料駐車場との利用料の均衡を図るとともに、利用者が安心して利用できるよう料金の上限を設定するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 料金を 1 時間まで 100 円とし、24 時間あたりの上限額を 1,500 円とします。 また月極契約による利用は廃止します。

(別表関係)

(2) この条例は、令和元年10月1日から施行します。

(附則関係)